国立研究開発法人産業技術総合研究所土地及びスペース管理規程

制定 令和2年12月23日 令02規程第27号 (27規程第112号の全部改正) 最終改正 令和7年4月1日 令06規程第37号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)の業務の用に 供する土地及びスペースの配分及び利用に関し基本的な事項を定めることにより、研究所の土地及び スペースの適切かつ効率的な利用の促進を図ることを目的とする。

(定義

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 土地 研究所が所有し、又は借用する土地の区域をいう。
 - 二 スペース 研究所が所有し、又は借用する建物内(建物の屋上含む。)に存在する居室、実験 室、共用の施設及び設備等をいう。
 - 三 特定スペース スペースであって、研究環境整備本部長が当該スペースの整備に係る予算の目的 等に鑑みその利用に係る条件を別に定めるものをいう。
 - 四 研究拠点等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程(26規程第72号。以下「組織規程」 という。)第4条に規定する東京本部及び研究拠点をいう。
 - 五 部門等 組織規程第3章に規定する組織、組織規則(26規則第6号。以下「組織規則」という。)第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボ並びに組織規程第6条第1項第1号に規定する研究戦略本部、同規程第3章第2節に規定する本部組織及び同章第3節に規定する事業組織に、組織規則の定めるところにより置かれる部及び室(事業組織に置かれる室に限る。)をいう。
 - 六 役職員等 研究所の役員、職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及 び契約職員以外の者をいう。

(権限の委任)

- 第3条 理事長は、この規程による権限を研究環境整備本部長に委任する。
- 2 研究環境整備本部長は、前項の規定により委任された権限のうち、研究所の土地及びスペースの配分に関する権限(第7条の規定による権限を除く。)を研究環境整備本部企画部長に委任する。 (研究環境整備本部長の責務)
- 第4条 研究環境整備本部長は、研究所の土地及びスペースの適切かつ効率的な利用を促進しなければならない。
- 2 研究環境整備本部長は、研究所の土地及びスペースの利用状況を把握し、利用率が低いと認める場合は、その土地及びスペースに対し、活用又は処分の為の必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、研究環境整備本部長は、土地の処分が妥当と認める場合は、速やかに理事長

に報告し、売却、国庫納付その他の措置について検討を行う。

(土地又はスペースの配分申請)

第5条 部門等の長は、土地又はスペースの配分を希望するときは、研究環境整備本部企画部長に申請 しなければならない。

(土地又はスペースの配分及び利用)

- 第6条 研究環境整備本部企画部長は、前条に規定する申請があったときは、土地又はスペースの利用 目的が研究所の経営方針(特定スペースにあっては利用に係る条件を含む。)に合致しているかを審 査し、配分の可否を決定する。
- 2 土地又はスペースの配分を受けた部門等の長は、配分された土地又はスペースを適切に利用しなければならない。

(土地又はスペースの特別な配分)

第7条 前二条の規定にかかわらず、研究環境整備本部長は、国等からの要請への対応又は災害対策の ために必要があると認めるときは、当該研究拠点等の必要な土地又はスペースを部門等の長に配分す ることができる。

(土地又はスペースの返納)

- **第8条** 部門等の長は、配分された土地又はスペースを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく当該土地又はスペースを返納しなければならない。
- 2 研究環境整備本部企画部長は、特に必要があると認めるときは、土地又はスペースの配分を受けた 部門等の長に対し、当該土地又はスペースの一部又は全部の返納を命じることができる。
- 3 部門等の長は、前二項の規定により土地又はスペースを返納するときは、当該土地又はスペースを 原状に回復しなければならない。ただし、研究環境整備本部企画部長が、当該土地又はスペースの一 部又は全部を原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(雑則)

- **第9条** この規程に定めるもののほか、土地又はスペースの配分の手続きについて必要な事項は、研究 環境整備本部企画部長が別に決定する。
- 2 土地又はスペースのうち研究施設、研究設備又は研究装置であるものの職員等以外の者への利用又は貸付については、他の規程、要領又は約款等に基づく利用又は貸付を除き、国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の利用及び貸付に関する規程(令05規程第49号)による。

附 則(令02規程第27号・全部改正)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令02規程第39号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令03規程第15号・一部改正)

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令03規程第41号·一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令04規程第7号・一部改正)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令04規程第53号·一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令05規程第20号・一部改正)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令06規程第9号·一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年9月2日から施行する。

(産学官連携共同研究施設利用要領の廃止)

第2条 産学官連携共同研究施設利用要領 (18要領第48号。以下「施設利用要領」という。) は、廃止 する。

(経過措置)

第3条 施設利用要領の規定は、この規程の施行前に同要領の規定に基づき許可の通知があった産学官 連携共同研究施設の利用については、令和7年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則(令06規程第37号・一部改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。